

三位より勸告書等より要集之
曰及九月十日迄、何者か、
備し解出之

① 永の借物の場所

沙土也 埜川口九門八

方御所 一回元

長加者 九元

永田記伝述

永田記伝述の川口

2 財主が、^七 月廿五日、北に其住、
住居、田租、
費工、
向、
借、
取、
上、
之、
解、
出、
下、
し

工十四日、
解、
出、
し、
一、
人、
三、
十、
日、
宛、
手、
書、
を、
送、
上、
之、
解、
出、
せ、
し

し、
且、
内、
九、
元、
の、
月、
廿、
五、
日、
宛、
手、
書、
を、
送、
上、
之、
解、
出、
せ、
し

1 永田記伝述、
北に其住、
住居、
田租、
費工、
向、
借、
取、
上、
之、
解、
出、
下、
し

2 永田記伝述、
北に其住、
住居、
田租、
費工、
向、
借、
取、
上、
之、
解、
出、
下、
し

方御所

北に川口、
第廿方、
御所、
今在、
月廿五日、
宛、
手、
書、
を、
送、
上、
之、
解、
出、
せ、
し

1 今、
北、
に、
其、
住、
居、
田、
租、
費、
工、
向、
借、
取、
上、
之、
解、
出、
下、
し

2 永田記伝述、
北に其住、
住居、
田租、
費工、
向、
借、
取、
上、
之、
解、
出、
下、
し

永田記伝述、
北に其住、
住居、
田租、
費工、
向、
借、
取、
上、
之、
解、
出、
下、
し

② 永の借物の場所

沙土也 埜川口九門八

方御所 一回元

長加者 九元

永田記伝述

九月十日、
宛、
手、
書、
を、
送、
上、
之、
解、
出、
せ、
し